

議第六十二号

国が行う土地改良事業に対する市町の負担金について

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第九項の規定により、国が行う土地改良事業に対する負担金の一部を関係市町に次のとおり負担させるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

事業名	負担率
土地改良施設突発事故復旧事業として行う国営土地改良事業	事業費の $\frac{1}{30}$ 以内